

育児・介護休業法が改正されます！

少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、育児・介護休業法が改正されます！

平成21年11月20日に労働政策審議会（会長 諏訪 康雄 法政大学教授）に対して諮問した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案要綱」及び「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針案」について、同審議会から厚生労働大臣に対して答申が行われました。

これを受け、厚生労働省において、省令及び指針を作成する予定となっています。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成21年法律第65号）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案要綱」及び「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針案」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000002oon.html>

○改正ポイントなど関連資料

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

◆改正育児・介護休業法の施行スケジュール◆

○第1次施行（平成21年9月30日）

- ① 事業主による苦情の自主的解決及び都道府県労働局長による紛争解決の援助制度の創設
- ② 法違反に対する勧告に従わない場合の企業名の公表制度、報告を求めた場合に報告をせず又は虚偽の報告を行った場合の過料の創設

○第2次施行（平成22年4月1日）

- ① 指定法人の業務の改廃
- ② 育児・介護休業法に係る労働者と事業主の間の紛争に関する調停制度の創設

○第3次施行（平成22年6月30日）

- ① 3歳までの子を養育する労働者に対する短時間勤務制度の措置の義務化、所定外労働の免除の制度化
- ② 子の看護休暇の拡充
- ③ 男性の育児休業取得促進策（パパ・ママ育休プラス等）
- ④ 介護休暇の創設

※ ①、④について、従業員100人以下企業における施行期日は、平成22年1月上旬頃に決まる予定です。

◆ お知らせ ◆

- 省令・指針（主に第3次施行に係る部分）が作成されましたら、本ホームページにてお知らせいたします。
- 「改正育児・介護休業法説明会」（東京労働局主催）を開催いたします。
日 時：平成22年3月2日（火）13：30～16：00
場 所：（財）日本教育会館3F 一ツ橋ホール
東京都千代田区一ツ橋2-6-2
T e l 03-3230-2831
<http://www.jec.or.jp/koutuu/index.html>

※ 参加申し込みについては、後日、本ホームページにてご案内いたします。

- 各企業におかれましては、改正育児・介護休業法に沿った育児・介護休業規則の改正が必要となります。改正法に関するパンフレット等ができましたら、本ホームページに掲載いたしますので、ご活用ください。

東京労働局雇用均等室

TEL 03-3512-1611